

# 長野県観光振興税（仮称）骨子に係る県民説明会の実施結果について

## 1. 実施状況

### ○ 日時・場所

令和6年10月15日(火) 北信会場（ホテル信濃路）

10月17日(木) 中信会場（信毎メディアガーデン）

10月20日(日) 東信会場（小諸市市民交流センター ステラホール）

10月22日(火) 南信会場（信州 INA セミナーハウス）

○ 参加者数 209名（現地参加114名、オンライン参加95名）

○ 説明会動画配信視聴数 184回（12/17時点）

## 2. 主なご意見と県回答の概要

### （1）名称について

- ・ 宿泊税以外の名称を採用している自治体がないため、宿泊税との違いは何かといった質問が寄せられることも想定される。基金の創設や用途検証もあり、観光目的以外に使えないと思うので、宿泊税としたほうが、宿泊者の理解を得られるのではないかと。
- ・ 観光振興税では、ビジネス客の理解が得づらいのではないかと。
- ・ 入湯税が本来の目的のために使われていないため、宿泊税という名称を採用することには懸念がある。（目的を明示する「観光振興税」としたほうがいい。）

#### <県回答の概要>

課税客体に着目し「宿泊税」とするか、観光振興という目的に着目して「観光振興税」とするか、どちらのご意見も承知。様々なご意見を聞いて判断したい。

### （2）課税客体について

- ・ 宿泊事業者だけでなく、他の観光事業者が些少でも協力できるような制度を検討してほしい。
- ・ 合宿や大会で訪れたお客様が宿泊せずに、渋滞だけ起こしていく実情があるので、駐車場利用への課税も検討できないか。

#### <県回答の概要>

- ・ 昨年度、新たな観光振興財源の確保策について県の観光振興審議会において検討いただく中で、入域や入山への課税の議論もあったが、まずは、宿泊行為への課税を検討すべきとの答申をいただいたところ。
- ・ 駐車場利用等、宿泊行為以外へ課税については、今後研究していくが、地域の実情に応じて考える必要があると考えている。

### (3) 特別徴収義務者（負担軽減・報償金）

- ・ 宿泊施設のフロントが長野県の窓口になるわけなので、フロントの手間が減るようにしてほしい。
- ・ 入湯税と課税免除の対象が異なるので、現場で混乱が生じないように対策を検討してほしい。
- ・ O T A ・代理店等で事前決済した後に、税のみフロントで徴収するということになると手間が増える。O T A ・代理店等で全て徴収する仕組みとしてほしい。
- ・ 県独自のQRコードから県に直接納入できるような仕組みを検討してほしい。毎月報告し、資料を長期間報告するのは大きな負担。
- ・ O T A 等で宿泊料金を事前決済とする場合は、税にも手数料がかかることになるので、報償金の率を再考してほしい。

#### <県回答の概要>

- ・パンフレット等広報ツールの作成・配布のほか、駅や空港等でも周知を図る予定。
- ・税の徴収方法は、各施設とO T Aとの取り決めにより、決定（選択）いただくことから、現時点で、県から統一的な徴収方法を示す予定はなく、他の先行自治体においても、徴収をO T Aにお願いしている場合、O T Aでは宿泊料金のみ徴収し、税だけはフロントで徴収している場合がある。
- ・eLTAX（エルタックス）で電子申告・電子納入が可能であり、別システムの構築は二重投資となることから現状検討していないが、特別徴収義務者の負担増加は課題と認識しており、負担軽減策を検討している。
- ・報償金については、他税目や先行自治体の事例を踏まえて、今の率に設定しているところ。最終的には、ご意見をお聞きしながら決めていきたい。

### (4) 税率・税額について

- ・合宿については、価格競争がシビアなほか、学生たちが将来また長野県を訪れてもらう契機にもなるので、大人と同じ税額というのはいかがか。

#### <県回答の概要>

- ・長野県における学生の合宿は非常に重要であると考えており、実態を把握した上で、議論を進めてまいりたい。

### (5) 免税点について

- ・1泊素泊まり3,000円前後のゲストハウスなど低価格の宿泊施設にとって、税は大きな負担となる。こういった施設への配慮は考えられないか？

#### <県回答の概要>

- ・ご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。

#### (6) 課税免除について

- ・合宿は、れっきとした学校行事であると思うので、課税免除としてもよいのではないかと。
- ・合宿費の工面が難しい学生もおり、なかなか値上げが難しい中で、連泊する度に税金がかかるのは厳しい。
- ・子どもは非課税としてもよいのではないかと。

#### <県回答の概要>

- ・合宿を、たとえば大学が認める・認定された部活動といった性質から課税の対象外とするのか、価格により除外するのがいいのか、実情を把握しながら検討を進めたい。
- ・特別徴収義務者の年齢確認事務等の煩雑さを踏まえ、現時点では子どもの課税免除とすることは難しいと考えている。なお、子どもの負担軽減については、施策により対応することが考えられる。

#### (7) 使途について

- ・温泉や里山も長野県の重要な特色。山岳整備だけでなく、こうしたものにも力を入れて取り組んでほしい。
- ・都市公園の整備や林務関係の景観整備なども想定されるか。

#### <県回答の概要>

- ・山岳環境だけを対象とすることは全く考えておらず、温泉地のまちづくりなどにも力を入れて取り組んでいきたい。
- ・使途は、「観光ビジョン（仮称）」で決定することになるが、基本的には観光振興に資するものとして、県においても部署の枠を超えて考えたい。

#### (8) 市町村交付金・租税調整について

- ・お客様がお金を落としてくれたところに、還元するというのが税の基本ではないかと。地域に2/3若しくは4/5くらい落としてほしい。
- ・リピーターのお客様からは、前回納めた300円がどのように使われたのかを聞かれるので、説明できるように地域で徴収した額のうちそれなりの額は地域に還元してほしい。

#### <県回答の概要>

- ・税の使途の考え方としては、県事業のみ実施し、市町村に交付金を交付しないという考えもあるが、長野県はどこをとっても観光地であり、観光客は広域で移動していることも踏まえ、できるだけ県と市町村で協調する制度としたいと考え、交付金制度を組み込んでいる。
- ・交付金の配分割合や県と市町村の税額調整について、福岡県の事例（県：福岡市・北九州市＝1：3）に言及されることもあるが、政令指定都市はほとんど県の権限

を持っており、県と一般市町村の場合には参考にならないと考えている。

- ・自治の観点から言えば、県と市町村は対等の関係であり、基礎自治体優先とすべき点もあるが、観光は広域で取り組むべきことも多く、国内外の観光地を相手に競争していくには市町村だけでは難しいと思っていることから、県と市町村の配分を1：1としている。
- ・また、交付金以外の県の財源部分も、県のみで使い切るということは想定しておらず、たとえば、観光地域づくりやまちづくりの大部分は地域の皆様が担っているのので、県としてこういった取組を進めようとするれば、補助金など交付金とは別の形で市町村や地域に交付することとなる。

#### (9) 使途検証

- ・なるべく早く効果を実感してもらうことが重要と思っており、税導入前にも、こういうことに使うんだということを、事業者にも納得できる形で示してほしい。
- ・税が何に使われたかを明確に示してほしい。

#### <県回答の概要>

- ・税は、既存事業の振替ではなく、新規・拡充事業のみに充てるべきものと考えており、納税者や事業者の皆様の目に見える形でお示ししたい。
- ・市町村の使途についても、事業者の声を聴いていただいた上で、決定されるようお願いしていきたい。